

「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」のポイント

1. 新規項目

(1) 包括的支援体制の整備 (p35～p36)

- 孤独・孤立の問題など、複合化・複雑化している生活課題に対応するため、各分野が連携した包括的な支援を行います。

- ・「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を活用し、分野を横断した包括的な支援の実施
- ・ヤングケアラーを含むケアラーの実態を踏まえ、ケアラーを社会全体で支える意識の醸成を図るとともに、ケアラーが相談しやすい環境の整備等を推進
- ・市町村において包括的な支援体制の中核を担う人材を養成するとともに、「重層的支援体制整備事業」の導入に向けた助言や情報提供を行うことで、当該事業の実施をはじめとする、市町村の体制整備を支援

(2) 農福連携の推進 (p77～p79)

- ぎふ農福連携アクションプランに基づき、障がい者の農業分野での活躍を通じて、障がい者の自信や生きがいを創出する農福連携の取組みを推進します。

- ・令和4年4月に策定した「ぎふ農福連携アクションプラン」に基づき、「農福連携の理解促進と認知度向上」「農福連携を支える人材育成」「農業と福祉のニーズをつなぐマッチングの強化」「障がい者等が働きやすい環境の整備」「ブランド力向上・販路拡大」を5本の柱とした、各種施策の推進
- ・先進地視察や優良事例の講演等の研修会を開催することで、農業者、福祉事業者等の農福連携への理解を促進
- ・ノウフクマルシェの開催やSNSによる情報発信を行うことで、農福連携の取組みやノウフク商品に対する県民の認知度を向上
- ・福祉事業所職員等を対象とした栽培技術基礎講座や農業現場で農業者や障がい者の作業支援等を行う岐阜県農業ジョブコーチを育成し、農福連携の現場での支援体制を整備
- ・障がい者や農業者、福祉事業所のニーズをもとに、ぎふアグリチャレンジ支援センター農福連携推進室と地域連携会議が連携して、農作業受委託等のマッチングを推進
- ・福祉事業所等の農業参入や障がい者が働きやすい環境整備に必要な施設、機械等の導入を支援し、障がい者の雇用を促進
- ・ノウフクJAS認証の取得を支援し、ノウフクJAS商品の販売を通じた農福連携の魅力を発信
- ・ノウフク商品の活用機会の創出や農福連携の認知度向上のため、ノウフク商品を積極的に取り扱う意向を有する企業・団体等を「ぎふノウフクサポーター」として登

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実 (p90~p91)

- 地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、地域生活支援拠点等の機能強化を図ります。

- ・地域生活支援各拠点等の運用状況や課題、事例等の研修会等を開催
- ・コーディネーターの配置の検討等について市町村に働きかけ

2. 拡充項目

(1) 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進 (p28~p36)

- 令和6年4月に改正される障害者差別解消法施行に伴う、障がいを理由とする差別を解消するための支援体制の充実、相談に対応する人材育成・確保、障がい者差別解消等に係る取組みを推進します。

- ・岐阜県障がい者差別解消支援センターに専門相談員を配置し、県民からの障がい者差別に関する相談に対応するほか、新たに地域支援相談員を配置し、市町村等との連携強化や民間事業者への重点的な普及啓発を実施
- ・障がいの特性や配慮を理解し、県と連携してヘルプマークの普及啓発に関する取組を企画・実施するヘルプマーク普及啓発サポーター研修の取組みを推進

(2) 情報環境の整備 (p43~p52)、障がい者の芸術文化活動の充実 (p85~p89)

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に基づく、情報取得利用の向上及び意思疎通支援の充実のほか、読書バリアフリー法の施行に基づき、読書環境の整備を促進します。

- ・国政選挙及び県選挙において、選挙公報の点字版及び音声版を発行するほか、市町村長選挙においても選挙公報の点字版及び音声版が発行されるよう働きかけ
- ・県が作成する案内やパンフレットについては、点字版や音声版、手話通訳など様々な媒体や手段を活用して情報発信
- ・若年者が巻き込まれやすい消費者トラブル事例や相談窓口を周知するため、特別支援学校高等部向けの消費者教育副読本を作成し、授業等における活用を促進
- ・視覚障がい者の情報取得のため、ICT機器操作支援を指導する指導員及び操作支援等を充実

【図書館及び読書環境の整備に関する取組み】

- ・継続的なデージー図書製作・提供、対面読書の実施、視覚・身体障がい者への在宅郵送サービスの実施など、障がいの有無にかかわらず全ての人が図書館を利用

できる機会を提供

- ・館内にあるバリアフリーコーナーの拡充に努め、障がい者サービス関連の資料や機器を広く紹介。また、図書館協力者の活動やバリアフリーの取組みについての情報を発信
- ・ウェブサイトのアクセシビリティの向上に努めるとともに、読み上げ機能付きの電子書籍などアクセシブルな資料の収集と提供を継続し、読書や図書館の利用に困難のある方が、利用しやすい形式の資料にアクセスできるよう支援
- ・県内公共図書館の障がい者サービスの実態把握に努め、サービス展開のための情報提供や図書館職員を対象とした研修を実施するなど、全県域における図書館サービスを推進
- ・特別支援学校向けのおはなし会・調べ学習・読書に活用できるセット文庫の充実を図るとともに、出前おはなし会を実施するなど、読書に困難のある子どもたちの読書環境整備を推進
- ・マルチメディアデジターやLLブックのPRに努め、障がいの理解と資料の利用普及を推進
- ・音声形式など障がいの特性に合わせた利用案内を行い、図書館や資料の利用を促進
- ・ディスレクシアなどの学習障がいを対象とした相談会を開催し、活字による読書に困難がある子どものための読書を支援
- ・関係機関と連携し、障がいの理解促進を図るための催事を開催するとともに、関連する図書資料を展示

(3) ぎふ清流福祉エリア内の活用促進 (p53～p57)

- 各施設の連携を図り、施設の活用促進とともに県内全体の拠点としての機能の推進を図ります。

・「ぎふ清流福祉エリア」に集積する施設関係者が参集し、エリア全体としての課題等話し合うとともに、必要な連携を図るための意見交換を行う場として、ぎふ清流福祉エリア連携会議を開催

(4) 安全な暮らしの確保 (p58～p62)

- 災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援などの防災の取組みを推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を踏まえ、新たな感染症危機に備えた支援体制を強化・促進します。

・地域の関係者による避難支援等が図られるよう、市町村が取り組む個別避難計画の作成を支援

・市町村や地域が実施する防災訓練について、避難行動要支援者の避難を含めた防災訓練へ拡充するなど、避難行動要支援者と関係者が連携した避難訓練の実施を働きかけ

・岐阜県感染症対策連携協議会等を通じて、平時から障がい者施設等と医療機関や消防機関、保健所等の間で、医療支援や患者移送等の連携を強化

(5) インクルーシブ教育システムの構築 (p63～p68)

- 「子どもかがやきプラン」に基づき、インクルーシブ教育システムの構築に向けた、一人一人の教育的ニーズに応じて地域の多様な学びの場を柔軟に活用できる新たな「学びのスタイル」、そのために基盤となる新たな「学びの場」の整備に取り組めます。

・訪問教育児童生徒について、家庭や医療施設と学校をオンラインでつなぐ通信環境を整備

・教職員の専門性向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得を支援する教育職員免許法認定講習を開催

・聴覚障がい支援を行う特別支援学校が核となり、各地域において、難聴児の子育てについて兄弟を含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設置

(6) 就労・雇用の促進 (p69～p79)

- 障害者雇用率の引き上げへの対応及び障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るため、福祉、就労、教育等の関係機関が連携し、地域において自立した生活を実現するための取組みを推進します。

・岐阜県独自の障がい者雇用における職場内支援者として、「岐阜県障がい者職場活躍ナビゲーター」、「岐阜県障がい者職場活躍サポーター」を養成

・職場実習先や就職先の開拓を行うとともに、短期の職場実習を実施し、障がい者及び事業所双方の理解を深め、就労を促進

・岐阜県障がい者総合就労支援センターにおいて、障がい者の一般就労を、相談、職業訓練、職業紹介、定着支援により総合的に支援

・肢体不自由及び病弱の特別支援学校高等部生徒の希望者を対象に、協力企業と連携した在宅就労プログラム実習を実施することで、就労先の拡大を図るとともに、そのノウハウを県内企業に向けて発信

・県内の障がい者就労支援事業所等が製造・製作する商品を取り扱うオンライン販売サイト「岐阜福祉の杜オンライン」を開設し、販路拡大を促進

・障害者支援施設、障害福祉サービス事業所が生産する製品の販売については、大型商業施設や常設店舗等における販売のほか、県庁舎においても「福祉施設自主製品販売会」を開催し、販売機会を創出

(7) パラスポーツの充実 (p81～p84)

- 第2期清流の国ぎふスポーツ推進計画の柱の1つとして、「障がい者の活躍を広げるパラスポーツの推進」を掲げ、障がいの有無に関わらず、ともにスポーツ

を楽しむ機会を創出するための普及促進を図るとともに、パリパラリンピック及び 2025 年の東京デフリンピックの開催を契機としたパラアスリートの発掘・育成・強化などに取組みます。

- ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援する補助金において、パラスポーツの裾野拡大を図る取組を補助事業に追加するとともに、一部の取組を全クラブに広めることができるよう、クラブ研修会で事例を紹介
- ・ウォーキングアプリを活用した障がい者のスポーツ参加促進や、障がい者も無理なく取組める運動プログラムの提供、地域のスポーツ指導者が障がいに関する知識や指導法を学ぶ研修会の開催など、障がい者が気軽にスポーツに取組める環境づくりを推進
- ・障がいのある人もない人も参加できるパラスポーツフェスタ等を実施
- ・関係行政機関や民間団体等と協議や情報共有を行うパラスポーツ関係機関連絡会議を開催

(8) 障がい者の芸術文化活動の充実 (p85～p89)

- 「清流の国ぎふ」文化祭 2024 の開催を契機とした障がい者の芸術文化活動参加の裾野拡大、社会参加の促進に取組みます。

- ・「清流の国ぎふ」文化祭 2024 の事業の中で、年齢、性差、障がいの有無などに関わらず誰もが文化芸術に親しみ、魅力を共有し、共生社会の実現につなげる「共生社会推進事業」を実施
- ・県内の市町村、文化団体などが例年開催する文化イベントなど、文化祭の趣旨に賛同する事業を応援事業と位置づけ、相互に広報等を協力するほか、市町村や文化団体等が実施する事業の一部について財政支援を実施
- ・事業を実施する際には、障がいの有無などにかかわらず、誰もが多彩な文化芸術に親しむことができるよう、合理的配慮及び実施会場のバリアフリーの情報等について、公式ガイドブック及び公式ホームページに掲載
- ・文化祭の開催による芸術文化に対する関心の高まりや文化活動の盛り上がりを一過性のものとせず、障がい者の芸術文化活動の更なる発展及び共生社会の実現にむけて、芸術文化活動の取組みを推進

(9) 障がい者の地域生活支援 (p90～p105)

- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針改正及び障害者総合支援法の改正を踏まえ、障がい者の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実を図るとともに、増加する事業所への適正な指導の実施及び質の向上に向けた取組みを促進します。

- ・重度の障がいのある方のグループホームの確保については、地域の課題として地域の自立支援協議会において、課題解決に向け検討するなどし、地域のサービス基盤の整備を促進
- ・県障がい者総合支援懇話会の部会として障害児入所施設移行調整部会を設置し、障害児入所施設から成人としての生活への移行調整を推進
- ・県立障がい者福祉施設について修繕を適宜実施するほか、老朽化に加え、入所者の高齢化や重度化、ニーズの変化を踏まえつつ、県立施設が担う役割など整理したうえで、施設のあり方を含めた再整備の方向性を検討
- ・障害福祉サービス等を提供する事業所に対して適正な指導・監査を実施するとともに、必要に応じて行政処分等の行政上の措置を機動的かつ適切に実施
- ・多様な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供など児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制を構築するため、特別アドバイザー等の派遣や圏域の自立支援協議会等で市町村の児童発達支援センターの設置整備を働きかけ
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するため、特別アドバイザー等の派遣や圏域の自立支援協議会等で保育所等訪問支援の活用・整備を働きかけ
- ・障がいのある子どもの安全を守るため、障害児通所支援事業所等において、送迎用バスへの安全装置等の設置を支援
- ・障害児通所支援事業所等において事務の効率化により従事者の負担を軽減し、事故防止に繋げるため、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器及び登降園管理システムの導入を支援
- ・重度の発達障がい児者とその家族が身近な地域で安心して生活できるよう、発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターが関係機関と連携をとり、市町村のケース会議等への参加を通して支援
- ・障がい者の高齢化を見据え、ガイドラインを示すなどして、本人と親の将来の生活に関するニーズを把握する機会を確保するよう働きかけ

（10）身近な相談支援体制の確立（p106～p109）

- 可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。また、基幹相談支援センターによる総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じて支援体制の強化を図ります。

- ・基幹相談支援センターの機能を充実し、地域相談支援の拠点として、地域の相談支援事業者への助言など事業者間の連携を促進
- ・基幹相談支援センターへの研修会等を開催し、地域の相談支援体制の強化を促進
- ・岐阜県身体障害者及び知的障害者相談員の更なる活用について促すほか、基幹相談支援センターの研修等の中で効果的な相談員との連携について検討し、好事例があれ

(11) 福祉人材の確保支援と育成 (p110~p113)

- 障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉に関するサービス等が提供されるよう、障がい福祉人材の確保・定着のための取組みを行います。また県DX推進計画に基づき、ICT・ロボットの導入による業務の効率化、省力化を進めます。

- ・障がい福祉サービス事業所等において、福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的とする処遇改善加算等の取得を支援するため、社会保険労務士等による研修を実施
- ・現場支援で中心となる中核的人材及び困難事例について中核的人材等に指導助言を行うことができ、地域を支援する広域的支援人材について、国の育成指針を注視しつつ、積極的に専門性の高い人材を育成

(12) 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実 (p119~p129)

- 医療的ケア児支援法の施行のほか、精神保健福祉法及び障害者総合支援法の改正を踏まえ、医療的ケア児、精神障がい者、難病患者及び小児慢性特定疾病児童の支援充実を図ります。また医療的ケア児支援センターを中心に保健・医療・障がい福祉等が連携して支援する体制の充実のほか、医療的ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児及びその家族の相談対応、情報提供、助言及び関係機関等への連絡調整の取組みを推進します。さらに、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針策定に伴い、新生児聴覚検査の取組みの推進、早期療育のための関係機関の連携及び難聴児の保護者へ情報提供等の取組みを促進します。

- ・「入院者訪問支援事業」の普及を図るため、訪問支援員としての資格保有者の増員に取り組むとともに、入院者の話を誠実かつ熱心に聞き、生活に関する相談や必要な情報提供を行うなど、入院中の精神障がい者の権利擁護を支援
- ・幼児期からの子どもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが強度行動障がいの状態の予防につながると考えられており、児童発達支援センターの職員を対象にコミュニケーション支援に関する研修を実施し、強度行動障がいの予防のあり方について検討
- ・難病患者等のコミュニケーション支援に従事できる支援者の養成や、支援者による訪問を中心としたコミュニケーション支援を充実

【難聴児支援に関する取組み】

- ・保健分野（早期発見）は、子ども・女性局、福祉分野（療育）は、健康福祉部、教育は、教育委員会と役割を明確にし、難聴児を支援

- ・難聴児支援の中核機関としての「岐阜県難聴児支援センター」において、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関の連携しながら、新生児期から学齢期まで一貫した支援を実施するとともに、2次・3次聴覚検査医療機関との間で難聴と診断を受けたお子さんの検査結果を情報共有
- ・当事者家族や当事者支援団体をメンバーとする「岐阜県難聴児支援に関する検討会」において、難聴児支援に係る取組や課題等を共有し、難聴児支援に関する検討を実施
- ・岐阜県難聴児支援センターにおいて、難聴と診断された（疑いを含む。）お子さんの家族に対する専門相談を実施し、保護者等に対して聴覚検査を踏まえた助言や保護者等の希望に応じた医療・療育機関への繋ぎ等の支援や学習会等の開催により保護者等の交流の機会を確保
- ・軽度、中等度の難聴児に対して、成長の早い段階から補聴器を利用することにより、成人に達するまでの間に十分に学習の機会を確保し、コミュニケーション能力等を身につけて将来、円滑に日常生活を送ることができるよう補聴器購入の費用の一部を助成
- ・飛騨地域及び東濃地域において、聴覚障がい支援の専任教員や専門性の高い教員を配置し、聴覚障がいのある児童生徒の保護者等を対象とした相談会、近隣の小・中学校等への指導助言等を実施。また、飛騨地域に加え、東濃地域においても、幼児教室を実施できる体制を整備
- ・聴覚障がい支援を行う特別支援学校が核となり、各地域において、難聴児の子育てについて兄弟を含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設置
- ・教育機関や児童発達支援事業所等に対し、難聴児専門療育機関が難聴児支援に関する指導、助言、研修を実施
- ・小学校（1、2、3、5年生）、中学校（1、3年生）の健康診断時に聴力検査を実施